

障害のある人もない人も 自分らしく暮らすために

～12月3日(月)から9日(日)までは「障害者週間」です～



障害のある人の不便さに気づき、少しの心遣いをすることや行動に移すことは誰もが活躍できる社会への第一歩です。障害のある人もない人もみんながその人らしく暮らせる千葉県にするために、一人一人にできることを考えてみませんか。

問い合わせ
県障害者福祉推進課
TEL043(223)2338 FAX043(221)3977

障害のある人に必要な配慮を

障害のある人が直面する困難の中には、障害によるものだけではなく社会の仕組みによる不便さが多くあります。このような困難さ、不便さは周囲の適切な配慮で取り除くことができます。「障害者差別解消法」では、障害のある人もない人も互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる

社会を目指し、自治体やお店、会社などに対して、「障害のある人が障害のない人と同じように日常生活や社会生活を送るため、その人の障害に合った工夫や配慮をする」ことを求めています。

「手話」を知っていますか？



手話は、音を聞くことが難しい人が他の人と意思を伝えあうための「言語」として、大切に受け継がれてきたものです。県では、手話の普及促進に取り組んでおり、手話通訳者の養成事業を行っています。詳しくは県障害者福祉推進課または千葉聴覚障害者センターへお問い合わせください。

問い合わせ 千葉聴覚障害者センター TEL043(308)6372



「障害者マーク」を知っていますか？

障害者マークは、障害のある人への支援の必要性などを伝えるものです。主なものを紹介します。

- ①  **障害者のための国際シンボルマーク**
障害のある人が使用できる施設を表す世界共通のマークです。「全ての障害のある人を対象」としたマークで、車いすを利用する人に限定したマークではありません。
- ②  **身体障害者標識(身体障害者マーク)**
肢体不自由のある人が運転する車に表示するマークです。危険防止などやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行うと、道路交通法により罰せられます。
- ③  **ヘルプマーク**
体の内部に障害のある人や難病の人など、外見では分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人にそのことを知らせることができるマークです。
- ④  **ヘルプカード**
「ヘルプマーク」を表示したカードです。必要な情報を書き込んでおくことで周囲の人に手助けを求めやすくなります。
※各市町村・県健康福祉センターなどで希望者に配布しています。

「一人一人にできること」ってどんなこと？

ちょっとした心遣いや行動が、障害のある人の困難さや不便さを取り除くこともあります。例えば、次のような行動です。

- 「障害者のための国際シンボルマーク」(左の①)が表示された駐車場を、必要としている人のために空けておく。
- 電車・バスの中で、「ヘルプマーク」(左の③)を身に付けた人を見掛けたら席を譲る。
- 駅のホームで、盲導犬と一緒にいる人や白杖を持つ人がホームから落ちそうな所を歩いていたなら、すぐに「ストップ」と声を掛ける。
- 補助犬ユーザーと補助犬は、いろいろな施設と一緒にいることができることを知っておく。
- 知的障害のある人には、資料に振り仮名を付けるなど配慮し、分かりやすく説明する。
- 精神障害のある人には、コミュニケーションが苦手、ストレスに弱い、疲れやすいなどの特性があることを理解し、配慮する。

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」があります。



この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすことを目的としています。県では、地域ごとに専門の相談員や指導員を配置し、問題解決のための支援をしています。障害を理由に差別をされるなど、つらい思いをしたらご相談ください。

問い合わせ 県障害者福祉推進課 TEL043(223)1020 FAX043(221)3977

障害のある人への虐待を防ぐためには

障害のある人に対する虐待を防ぐためには、障害のある人やその家族などが孤立しないよう地域で支援することが大切です。県民の皆さんにこの問題に対する認識を深めていただくことが、虐待防止の第一歩です。虐待に関する相談は、市町村の窓口にご連絡ください。

障害 虐待の防止に関する窓口 千葉県 検索

障害のある人もさまざまな仕事で活躍しています。



障害のある人も、企業や施設などでスタッフの支援を受けながら、働く喜びや達成感を感じて社会に貢献しています。

例えば、清掃や印刷、レストランでの接客、パンやお菓子・工芸品などの製造・販売、農作物の栽培など、幅広い仕事に取り組んでいます。

県では、障害のある人が就労していくための事業を千葉県障害者就労事業振興センターに委託しています。センターでは、地域の施設などが提供できる仕事の紹介や、センターが運営する「はーとふるメッセ(県庁店/千葉寺店)」で県内施設の商品の販売を行っています。県内各地のショッピングモールなどでも販売会を実施していますので、ぜひお立ち寄りください。

問い合わせ 千葉県障害者就労事業振興センター
TEL043(202)5367



集中して作業を行います(多機能型事業所ピーアンビヤス)



お菓子の販売をしています(はーとふるメッセ県庁店)

「グループホーム」を知っていますか？



障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営み、地域社会の中で生活する住居としてグループホームがあります。

入居者は、一人一人に合った支援をスタッフから受け、家庭的な雰囲気のもと地域住民と交流しながら、日常生活を送っています。



笑顔で食卓を囲みます(ふる里学舎グループホーム)